

大気汚染防止法施行令の一部改正について

令和 4 年 4 月 27 日
北海道産業保安監督部釧山保安課

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（環境省）」が、令和 3 年 9 月 24 日に閣議決定されました。

なお、令和 3 年 8 月 7 日～9 月 6 日の期間に大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案に関する意見の募集（パブリックコメント）を実施し、施行期日は令和 4 年 10 月 1 日を予定としております。

この改正に伴う影響を受けると考えられる釧山保安法施行規則においては、大気汚染防止法を引用していることから、以下のとおり情報提供させていただきます。

1. 改正の背景（環境省 HP より抜粋）

令和 2 年 11 月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、事業者より、ボイラーについてはバイオマス燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにもかかわらず、政令において定める伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でないこと等から、燃焼能力のみによる規制にすべきとの旨の要望がなされた。

これを受け、環境省において、専門家等からなる「ばい煙発生施設影響評価検討会」を設置し、ばい煙発生施設のうちボイラーに係る規模要件について検討した結果、「伝熱面積の要件については無くすることが適当である」旨を結論とする「ばい煙発生施設影響評価検討会報告書」が取りまとめられた。

また、バーナーを持たないボイラーについては、これまで伝熱面積に係る要件により規制対象の該当性が判断されていたところであるが、伝熱面積に係る要件が撤廃された場合、バーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることとなる。このことについて検討会において議論した結果、「当該規模要件についてはバーナーの有無に限らず『燃料の燃焼能力』とすべきと考えられる」旨、報告書に盛り込まれた。

今回の改正は、これらの背景を踏まえ、大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号。以下「令」という。）の改正を行うものである。

2. 改正の概要（環境省 HP より抜粋）

令別表第 1 におけるボイラーの規模要件を以下のとおり改正する。

1. 「伝熱面積」の規模要件を撤廃する。
2. 伝熱面積の規模要件撤廃に伴いバーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることから、公平な規制にするため「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に改正する。

(参考)

○大気汚染防止法 昭和四十三年法律第九十七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- 一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- 二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 三 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カド

ミウム、塩素、^{ふつ}弗、化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第一号に掲げるものを除く。)で政令で定めるもの

- 2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

(以下略)

○鉱山保安法施行規則 平成十六年経済産業省令第九十六号

鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、鉱山保安法施行規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、鉱山保安法(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

- 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(一号から二十五号まで略)

二十六 「鉱煙発生施設」とは、鉱山等の施設であつて、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する施設をいう。

(以下略)

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（抄）

..... 1

- 1. -

政令第 号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項及び第三十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。

）が一〇平方メートル以上であるか、又はバーナーの」を削り、同表の二二の項中「伝熱面積」を「環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

ばい煙発生施設に該当するボイラーの規模に係る要件について、伝熱面積に関する基準を廃止する等の必要があるからである。